

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成30年12月20日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

内川二丁目3番1号

グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

中島 潤二郎

(担当者) 所属 電話

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質加工事業許可 昭和43年8月30日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成30年12月20日
協議した都道府県知事及び市町村長	神奈川県知事： 黒岩 祐治 殿 横須賀市長： 上地 克明 殿
予定される要旨の公表の方法	ホームページにて公表する

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成31年1月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 用語の意義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 諸施策	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
1. 計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 緊急時態勢の区分	7
2. 原子力防災組織	8
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者	8
第2節 原子力防災組織の運営	10
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	10
2. 原子力警戒態勢の発令と解除	10
3. 緊急時態勢の発令及び解除	11
4. 権限の行使	12
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	12
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	12
2. 原子力防災資機材の整備	13
3. 原子力防災資機材以外の資機材	14
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	14
1. 当事業所に備え付ける資料	14
2. オフサイトセンターに備え付ける資料	14
3. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料	14

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	15
1. 緊急時対策所	15
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	15
3. 避難場所	16
4. 気象観測設備	16
5. 放送装置	16
第6節 防災教育の実施	16
第7節 防災訓練の実施	17
1. 当事業所における訓練	17
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	17
第8節 関係機関との連携	17
1. 国との連携	18
2. 地方公共団体との連携	18
3. 地元防災関係機関等との連携	19
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	19
第3章 警戒事象発生時における対応	20
第1節 通報及び連絡	20
1. 通報の実施	20
2. 原子力警戒態勢発令時の対応	20
3. 情報の収集と提供	20
第2節 応急措置の実施	21
第4章 緊急事態応急対策等の実施	22
第1節 第1次緊急事態態勢発令時の措置	22
1. 通報及び連絡の実施	22
2. 緊急事態態勢発令時の対応	23
3. 情報の収集と提供	23
4. 社外関係機関との連絡方法	24
5. 電話回線の確保	24

第2節 応急措置の実施.....	24
1. 警備及び避難誘導.....	24
2. 放射能影響範囲の推定.....	25
3. 医療活動.....	25
4. 消防活動.....	26
5. 汚染拡大の防止.....	26
6. 線量評価.....	26
7. 広報活動.....	27
8. 応急復旧.....	27
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置.....	27
10. 資機材の調達及び輸送.....	28
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置.....	28
12. 応急措置の実施報告.....	28
13. 原子力防災要員の派遣等.....	29
第3節 緊急事態応急対策等.....	30
1. 第2次緊急時態勢の発令.....	30
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告.....	30
3. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣.....	31
4. 応急措置の継続実施.....	31
5. 事業所外運搬事故における対策.....	31
6. 当事業所以外の原子力事業者への応援要請.....	31
第5章 原子力災害事後対策の実施.....	32
第1節 当事業所の対策.....	32
1. 復旧対策.....	32
2. 被災者の相談窓口の設置.....	33
3. 緊急時態勢の解除.....	33
4. 原因究明と再発防止対策の実施.....	33
第2節 原子力防災要員の派遣等.....	33
1. オフサイトセンターにおける業務に関する事項.....	33

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項.....	3 3
3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加	3 4
第6章 その他.....	3 5
第1節 他の原子力事業者への協力	3 5
第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力	3 5
第3節 緊急時モニタリングへの協力.....	3 6

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「当事業所」という。）に係わる原子力災害の発生及び拡大の防止と復旧を図るために必要な、原子力災害予防対策、警戒事象発生時における対応、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策及びその他の実施事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

1. 用語の意義

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）警戒事態（AL ; Alert）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象（特定事象）には至っておらずその時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、加工施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態。

（3）施設敷地緊急事態（SE ; Site area Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、加工施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じ、加工施設周辺において緊急時に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要となる事態。：原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当。

（4）全面緊急事態（GE ; General Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、加工施設において公衆に放射線による影

響をもたらす可能性が高い事象が生じ、確定影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、加工施設周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要となる事態。：原子力災害対策特別措置法第15条に基づく事象（原子力緊急事態）相当。

（5）原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（但し、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（6）原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

（7）緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があつたときから同法同条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

（8）原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

（9）原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可を受けた者、その他、の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

（10）原子力事業所

原子力事業者が加工施設の運転等を行う工場又は事業所をいう。

（11）指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

（12）指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

(13) 緊急事態応急対策等拠点施設

原子力災害が発生した場合において、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策実施する際の拠点施設をいい、この計画においては、神奈川県横須賀オフサイトセンター（以下、「オフサイトセンター」という。ただし、事業所外運搬での事象発生時には「国の原子力災害対策本部長が定める施設」に読み替える。）をいう。

(14) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

(15) 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に規定する核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して行う核燃料物質等の運搬又は貯蔵等をいう。

(16) 警戒時態勢

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢をいう。

(17) 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって当事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

(18) 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(19) 原子力警戒組織

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

(20) 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき当事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(21) 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

(22) 原子力防災本部要員

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災本部補佐要員をいう。

(23) 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、当事業所において原子力防災組織を統括する者をいう。

(24) 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

(25) 原子力防災本部補佐要員

原子力防災管理者に対して補佐及び助言を行う者をいう。

(26) 防護隊員

原子力防災管理者の指示のもと、原子力災害対策活動を支援する防護隊の構成員をいう。

(27) 原子力防災本部員

原子力防災本部要員、原子力防災要員及び防護隊員をいう。

(28) 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項に基づく事象をいう。

(29) 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第3項第1号に規定する、当事業所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動の拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

(30) 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第3項第2号に規定する、原子力災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる諸施策について定めるものとし、原子力防災本部員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに特定事象発生時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行す

るものとする。

1. 諸施策

(1) 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策として、事前の態勢整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練等行う。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策として、特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

(3) 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策として、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、神奈川県知事及び横須賀市長に報告する。又、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 計画の修正

(1) 社長は、この計画を修正しようとするときは、神奈川県地域防災計画及び横須賀市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言（環境放射線モニタリングに関する事項を含む）を受ける。

(2) 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ神奈川県知事及び横須賀市長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より神奈川県知事及び横須賀市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

(3) この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。

- (4) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況に応じて緊急時態勢を区分する。

表 態勢の区分

原 子 力 災 害 の 状 況	緊急時態勢の区分
別表第1－1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表第1－1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢
別表第1－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表第1－2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表第1－3の事象が発生し、その旨を関係箇所に通報したとき、又は内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が同法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、別表第1－2及び別表第1－3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢をとる必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注）原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

社長は、当事業所に原子力防災組織を設置する。

(1) 当事業所原子力防災組織

- ① 原子力警戒組織及び原子力防災組織は、原子力警戒本部及び原子力防災本部とよび、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 社長は、原子力防災本部に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-1に定める職務を行える原子力防災本部員を置く。

(2) 原子力防災要員の届出、派遣要員、報告等について

- ① 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- ② 社長は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- ③ 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、社長とする。

(2) 副原子力防災管理者

保安全管理部長、製造部長、環境安全部長、品質保証部長、業務部長及び保安全管理部担当課長とする。

(3) 原子力防災管理者の代行者

原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者の中から別表第2-2に定める順

位により原子力防災管理者の職務を代行し、原子力防災組織を統括する。

(4) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織を統括する。
- ② 別表第1－1の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2－1に示す箇所へ通報し、警戒時態勢を発令する。
- ③ 別表第1－2又は別表第1－3の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2－2に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。
- ④ 別表第1－1、別表第1－2又は別表第1－3の事象が発生した場合、直ちに原子力防災本部員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第2－3に示す箇所へ報告する。
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ⑥ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑦ 原子力防災本部要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑧ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者の中から別表第2－2に定める順位により代行者を指定する。

(5) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織を統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在時には、その職務を代行する。

- (6) 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事象発生時の通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1－1に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したとき及び国が警戒事態を判断した場合に際し、別図第2－1に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、警戒事象発生に基づく通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1－2又は別表第1－3に該当する事象の発生について報告を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第2－2に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(3) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 原子力防災本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第2－3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の連絡体制

社内の連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 原子力警戒態勢の発令と解除

(1) 原子力警戒態勢の発令

原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生連絡を行った場合、又は地震の発生等により国が警戒事態と判断した場合、別図第2－1に定める連絡経路により原子力警戒態勢を発令する。

(2) 原子力防災本部員の非常招集

原子力防災管理者は、原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む）に所内放送装置、緊急招集装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、原子力防災本部員を緊急時対策所に非常招集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災本部員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(3) 原子力警戒本部の設置

- ① 原子力防災管理は、原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに緊急時対策所に原子力警戒本部を設置する。
- ② 警戒本部は、別図第1に示す組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力警戒本部長としてその職務を遂行する。

(4) 原子力警戒態勢の解除

原子力警戒本部長は、原子力警戒態勢発令後、別表第1－1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要がなくなったときは、原子力警戒態勢を解除する。

3. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図第5に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災本部員の非常招集

原子力防災管理者は、当事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急招集装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、原子力防災本部員を当事業所の緊急時対策所に非常招集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災本部員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(3) 原子力防災本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、緊急時態勢が発令された場合、速やかに、緊急時対策所に緊急時対策本部（以下、「原子力防災本部」という。）を設置する。
- ② 原子力防災本部は、別図第1に示す組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災本部本部長としてその職務を遂行する。

(4) 緊急時態勢の区分の変更

原子力防災管理者は、緊急時態勢の区分を変更したときには、原子力防災本部員にその旨を周知する。

(5) 緊急時態勢の解除

原子力防災本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- ① 第1次緊急時態勢発令後、別表第1－2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要がなくなったとき。
- ② 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、別表第1－2及び別表第1－3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要がなくなったとき。ただし、原子力防災本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

原子力防災本部長は、緊急時態勢を解除したときは、原子力防災本部の活動を終了し原子力防災本部を解散する。

(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

原子力防災本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。

原子力防災本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 権限の行使

- (1) 原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、当事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、原子力防災本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、原子力防災本部本部長として、職務上の権限を行使して積極的に原子力災害対策活動を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次に掲

げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障(モニタリングポスト変更工事を含む)等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに別表第3に定める代替手段を講ずる。代替手段を講じた場合は、原子力防災専門官、神奈川県安全防災局安全防災部危機管理対策課及び横須賀市市民安全部危機管理課に発生日と復旧予定日を連絡する。但し、7日以上修理期間が必要な場合は、修理工事工程を合わせて連絡する。
- (5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、様式第9に定める申請書により原子力規制委員会に提出する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。
また、モニタリングポストにより測定した放射線量を各種の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第4に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、平常時から使用可能な状態に整備して置く。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、

神奈川県知事及び横須賀市長に 7 日以内に様式第 5 に定める届出書により届け出る。

また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。

- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材

- (1) 原子力防災管理者は、別表第 5 に示す原子力防災資機材以外の資機材に関し、必要な数量を確保するとともに定期的に保守点検を行い、平常時から使用可能な状態に整備して置く。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第 4 節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 当事業所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第 6-1 に定める原子力災害対策活動で使用する資料を、緊急時対策所に備え付ける。又、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. オフサイトセンターに備え付ける資料

- (1) 社長は、別表第 6-1 に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、オフサイトセンター事業者ブースにおいて事業者が使用する資料を、別表第 6-1 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて事業者が使用する資料を、別表第 6-1 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期

的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図第3－1及び別表第6－2に示す緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所が地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できるように代替の緊急時対策所を定めて置く。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に非常用通信設備を配備する。また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、原子力規制庁と接続ができることを確認する。また、原子力防災管理者は、緊急時対策所の非常用通信機器が故障等により使用できない場合は速やかに修理するとともに事業所内に設置された他の通信設備を非常時用通信設備として定めておく。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 社長は、別図第3－2及び別表第6－2に示す原子力事業所災害対策支援拠点をあらかじめ選定しておく。
- (2) 社長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。原子力事業所災害対策支援拠点に整備できない資機材等においては、当事業所から社用車により陸路で輸送するものとし、早急な配備に努める。

3. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が避難場所であることを掲示する。又、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

4. 気象観測設備

(1) 原子力防災管理者は、別図第8に示す場所に気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。又、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するか予備機と交換する。

(2) 環境安全部長は、気象観測データを10年間保存する。

5. 放送装置

原子力防災管理者は、当事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について年1回以上教育を実施する。

また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 当事業所の施設又は設備（放射性物質の運搬容器等を含む）に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む原子力防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 当事業所における訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、政令第6条第4項に規定する事象又はその他の事象による原子力災害（以下「重大事故等」という。）を想定して、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を図る。

① 総合訓練

② 個別訓練

a. 通報訓練

b. 除染作業等の訓練

c. モニタリング訓練

d. 避難誘導訓練

e. その他の訓練

(2) 原子力防災管理者は、重大事故等を想定した訓練の計画について、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

(3) 社長は、重大事故等を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式第10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、原子力災害発生時に、円滑に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。
- (5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (6) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）、速やかに様式第6に定められた項目に準じた必要事項をファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段（以下「ファクシミリ装置等」という。）を用いて原子力規制委員会に送信する。又、必要な情報の収集及び提供等、原子力規制委員会と相互の連携を図り、特定事象への進展を防止する。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（神奈川県及び横須賀市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

- (5) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合(「特定事象」を除く)で、原子力規制委員会に連絡を行った時は、原子力規制委員会に連絡した内容を神奈川県及び横須賀市へ連絡する。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等(横須賀市消防局、浦賀警察署、横須賀海上保安部及びその他関係機関)とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者及び社長は、平常時より、当事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 警戒事象発生時における対応

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、当事業所における別表第1－1の事象の発生について連絡を受け、自ら発見したとき又は国が警戒事態と判断した場合に、様式第6－1に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2－1に定める通報経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列に保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第6－1に定められた項目について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、警戒事象発生の通報を行った場合は、その旨を報道機関へ発表する。

2. 原子力警戒態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災本部員を非常招集する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力警戒本部を設置し、原子力警戒本部長となり、活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 原子力防災本部の各班長は、事象の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、被害状況等を迅速かつ的確に収集し、原子力警戒本部長に報告する。

- ① 事象発生時刻及び場所
- ② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況

- ④ 当事業所敷地内における放射線量率並びに放射性物質濃度の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 原子力警戒本部情報連絡班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第 6－2 記入し、原子力警戒本部長に報告後、別図第 2－1 に定める連絡経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。また、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続的に連絡するものとする。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉送信することができない場合の通報は、様式第 6－2 に定められた項目について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いるものとする。

第 2 節 応急措置の実施

原子力警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、原子力警戒態勢が解除されるまでの間、この計画の第 4 章第 2 節「応急措置の実施」に示す各措置を必要に応じて実施する。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 第1次緊急時態勢発令時の措置

1. 通報及び連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1－2の事業所内での事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、様式第7－1に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2－2に定める通報経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉送信することができない場合の通報は、様式第7－1に定められた項目について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、別表第1－2に定める事業所外の事象のうち、当事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（新燃料、六フッ化ウラン及び酸化ウラン粉末等）の場合にあっては、様式第7－2に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2－2に定める通報経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第7－2に定められた事項について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いるものとする。

- (3) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を所管する都道府県知事及び市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

- (4) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災本部員を非常招集する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災本部を設置し、原子力防災本部長となり活動を開始する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 情報の収集と提供

- (1) 原子力防災本部員の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、原子力防災本部長に報告する。
- ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 当事業所敷地周辺における放射線量率並びに放射性物質濃度の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 原子力防災本部情報連絡班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第8-1又は様式第8-2に記載し、原子力防災管理者に報告後、別図第2-3に定め

る連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。また、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続的に連絡するものとする。さらに、送信先に対してその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉送信することができない場合の通報は、様式第8－1又は様式第8－2に定められた事項について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとする。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者は、別図2－3の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 電話回線の確保

原子力防災本部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じ、緊急事態応急対策実施のために必要となる電話回線の確保に努めるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

原子力防災本部警備誘導班長は、緊急時態勢が発令された場合、各班長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

当事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対して、所内放送等により、避難場所及び避難経路等の必要な事項を周知させる。

(2) 避難の周知

避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への移動及びその際の安全措置を周知させる。

(3) 当事業所敷地外への避難

避難者を当事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者は当事業所から

避難させる人数、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下、「負傷者等」という。）の有無を把握し、当事業所敷地外へ避難させる。なお、この際に原子力防災本部情報連絡班長は、その旨を直ちに神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

（４）当事業所への入域制限

当事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

２．放射能影響範囲の推定

原子力防災本部放射線管理班長は、当事業所内及び当事業所敷地周辺の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行うと共に、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射線量等の影響範囲を推定する。

また、原子力防災本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

なお、原子力防災本部長は、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項の規定に基づく緊急事態が発令された場合、原子力防災本部放射線管理班長等の意見を得ながら、別表第７により、原子力災害対策活動等に従事する者に対する安定ヨウ素剤服用の要否判断を行い、必要な場合には配布・服用を指示する。

３．医療活動

原子力防災本部救護班長は、負傷者等が発生した場合、第１発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講ずる。

（１）救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

（２）応急処置

負傷者等に対し応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関へ搬送する。

放射性物質により汚染された負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際は、放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える原子力防災本部放射線管理員等を随行させる。また、随行者は医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

(3) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報を救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報については随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

4. 消防活動

防護隊隊長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報を消火の依頼を行う時に、また、その後の情報については随時、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

原子力防災本部警備誘導班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により当事業所構内にいる者に周知する。

また、原子力防災本部放射線管理班長及び除染班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

原子力防災本部放射線管理班長及び除染班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 原子力防災本部広報班長は、緊急時態勢が発令された場合、その状況に応じて当事業所に広報場所（当事業所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所）を開設し、プレス発表を行う。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンター指定場所で行う。
- (3) 原子力防災本部広報班長は、当事業所の状況、応急措置の概要等の公表する内容をとりまとめ、別図第9に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検

原子力防災本部技術班長及び工務班長は、監視盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、当事業所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

原子力防災本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮した応急復旧計画を策定する。原子力防災本部技術班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

原子力防災本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 原子力防災本部技術班長及び工務班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) 原子力防災本部技術班長及び工務班長は、その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 原子力防災本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

原子力防災本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した原子力防災資機材等を用いて、次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力得て、事象の状況を踏まえ次に掲げる必要な措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12. 応急措置の実施報告

- (1) 原子力防災本部情報連絡班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第8-1に定める報告様式にその概要を記入し、別図第2-3に定める連絡経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第8-1に定められた項目について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するのとする。

(2) 原子力防災本部情報連絡班責任者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第8-2定める報告様式にその概要を記入し、別図第2-3に定める連絡経路により、連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した書面については、記録として時系列で保存する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第8-2に定められた項目について行うものとし、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとする。

1.3. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第2-1及び別表第8に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、別表第2-1及び別表第8に定める原子力防災要員の派遣者の他に、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会（現地事故対策連絡会議を含む）の対応者として、副原子力防災管理者あるいは原子力防災本部補佐要員のいずれか1名を派遣する。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備支援
- ② 当事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

(2) 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 緊急時モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

原子力防災本部長は、当事業所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への原子力防災本部員の派遣し、次に掲げる事項その他必要な措置を講じる。

- ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ② 車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定
- ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ④ 資機材等の保管，輸送管理

第3節 緊急事態応急対策等

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 原子力防災本部長は、別表第1－3に定められた事象に至った場合、原子力防災本部の情報連絡班員を経由して、様式第7－1に所定の事項を記入して、直ちに別図第2－3に定められた箇所に報告する。
- (2) 原子力防災本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 原子力防災本部長は、別図第2－3に定める連絡経路に基づき、必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を報告及び周知する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 原子力防災本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。原子力防災本部長は、原子力災害合同対策協議会から当事業所に対して要請された事項に対応する。

(2) 原子力災害合同対策協議会に派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、当事業所の原子力防災本部と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。

(3) 原子力防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣（事業所外運搬の場合）、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、原子力防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を所管する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

(1) 原子力防災本部長は、原子力規制庁緊急時対応センターの運営が開始された場合、副原子力防災管理者及び原子力防災要員を各 1 名指定し派遣する。

(2) 派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、当事業所の原子力防災本部と連絡を密ににし、原子力規制庁緊急時対応センターの決定事項を指示・伝達するとともに、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて必要な意見を述べる。

4. 応急措置の継続実施

原子力防災本部長は、この計画第 4 章第 2 節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急事態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

5. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災本部長は、運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

6. 当事業所以外の原子力事業者への応援要請

原子力防災本部長は、当事業所以外の原子力事業者からの応援が必要なときは、社長名で当事業所以外の原子力事業者に応援を要請する。

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災本部長（原子力防災本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力防災本部体制を継続して原子力災害事後対策を実施する。

第1節 当事業所の対策

1. 復旧対策

原子力防災本部長は、原子力災害事後対策を円滑に行うため、当事業所に係る次に掲げる事項について復旧計画を策定し、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）除染の実施
- （3）損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

原子力防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、原子力防災本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を所管する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）事象発生輸送物の除染の実施
- （3）事象発生輸送物損傷部の修理及び改修の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

原子力防災本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を所管する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊

急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力防災本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の健康診断、損害賠償請求等のための相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

原子力防災本部長は、緊急時態勢が解除された場合、その旨を別図第2－3及び別図第4に定める連絡経路により報告先に報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第9に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (1) 当事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 被災者の相談窓口の設置

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

（４）放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

3．原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、当事業所と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。

当事業所は、原子力災害合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について要請内容に応じ、別表第10に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、派遣要員および原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

但し、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。

第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

当事業所以外のウラン加工事業所で原子力災害が発生した場合、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業所の緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施できるよう、原子力防災要員派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、原子力防災要員派遣人数及び原子力防災資機材の貸与数等は、両事業者間で調整するものとする。

協力協定先

- (1) 三菱原子燃料株式会社
- (2) 原子燃料工業株式会社

第3節 緊急時モニタリングへの協力

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、放射性物質放出源の情報を国、地方公共団体に提供するとともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力する。
- (2) 原子力防災管理者は、国が設置する緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

附 則

この計画は、平成31年1月7日から施行する。

原子力事業者防災業務計画別冊

(別表・別図・様式)

平成31年1月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

別表・別図・様式リスト

Ⅱ （別表）

別表第 1－1	原子力災害対策特別措置法に基づく警戒事態判断基準	1
別表第 1－2	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	2
別表第 1－3	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準..	10
別表第 2－1	原子力防災要員の職務と配置	15
別表第 2－2	原子力防災管理者の代行順位	16
別表第 3	モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置	16
別表第 4	原子力防災資機材	17
別表第 5	原子力防災資機材以外の資機材	18
別表第 6－1	原子力災害対策活動で使用する資料	19
別表第 6－2	原子力災害対策活動で使用する施設	20
別表第 7	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	21
別表第 8	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与....	22
別表第 9	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与...	23
別表第 10	他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与....	24

Ⅲ （別図）

別図第 1	原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌	1
別図第 2－1	原子力災害対策指針に基づき警戒事象発生時の通報経路.....	2
別図第 2－2	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路.....	3
別図第 2－3	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路.....	5
別図第 3－1	事業所敷地内の緊急時対策所	7
別図第 3－2	原子力事業者災害対策支援拠点	8
別図第 4	緊急事態発令後の社内の伝達経路	9
別図第 5	事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対応要員の非常召集連絡経路.....	10
別図第 6	事業所敷地周辺の放射線測定設備	11
別図第 7	事業所敷地内の避難場所	12
別図第 8	事業所敷地内の気象観測設備	13
別図第 9	公表内容の伝達経路	14

IV （様式）

様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式第 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式第 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式第 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式第 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式第 6－1	警戒事態該当事象発生時連絡	6
様式第 6－2	警戒事態該当事象発生時後の経過連絡	7
様式第 7－1	特定事象発生通報（加工施設）	8
様式第 7－2	特定事象発生通報（事業所外運搬）	9
様式第 8－1	応急措置の概要（加工施設）	10
様式第 8－2	応急措置の概要（事業所外運搬）	13
様式第 9	放射線測定設備性能検査申請書	15
様式第 10	防災訓練実施結果報告書	16

E A L 番号	－
E A L 名称	原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合
原子力災害 対策指針	・当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
事業者判断	・横須賀市において、震度 6 弱以上の地震が発生したこと。 ・相模湾・三浦半島津波予報区において、大津波警報が発表されたこと。 （上記において、事業者からの連絡は不要）

EAL番号	SE01
EAL略称	敷地境界付近の放射線量の上昇
政令等またはEALの基準	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。 政令第4条第2項 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第4条第3項 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報事象規則第4条 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。
事業者基準	- 放射線測定設備において、単位時間（2分以内のものに限り）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h以上の放射線量を検出すること。 - 単位時間ごとの放射線量を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔（2分以内）を指定できるものとする。 「当該数値は検出されなかったものとみなす」とは、放射線測定設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したときに ① 落雷の場合で原子力規制委員会へ電話で連絡した場合、又は、 ② 管理区域内に設置した複数のガンマモニタが警報を発報していないことを確認した場合で、施設に異常がないことを原子力規制委員会へ電話で連絡した場合 をいう。

EAL番号	SE02
EAL略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出
政令等またはEALの基準	政令第4条第4項2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。 通報事象規則第5条 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。（添付参照）
事業者基準	- 測定設備での放射性物質の検出は、通報事象等規則第5条による。 「放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと」とは、次の基準を超えた場合とする。 通報基準＝空気中濃度限度（Bq/cm^3）^{注1}×放出地点の特定計数（m^3）^{注3} $= 1.0 \times 10^{-8} (\text{Bq/cm}^3) \times 10^9 (\text{m}^3)$ $= 1.0 \times 10^7 (\text{Bq})$

EAL番号	SE03
EAL略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出
政令等またはEALの基準	政令第4条第4項2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。 通報事象規則第5条 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。（添付1参照）
事業者基準	- 測定設備での検出は、通報事象等規則第5条による。 「放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと」とは、屋外最終槽において次の基準を超えた場合とする。 通報基準＝排水中濃度限度（Bq/cm^3）^{注2}×50 $= 2 \times 10^{-2} (\text{Bq/cm}^3) \times 50$ $= 1.0 (\text{Bq/cm}^3)$

EAL 番号	SE04		
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出		
政令等または EAL の基準	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量 通報事象規則第6条第1項 令第4条第4項第3号 に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 <table><tr><td>加工事業者</td></tr><tr><td>核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：（政令第4条第4項第2号） 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所（SE02，SE03参照） 通報事象規則第6条第3項 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 令第4条第4項第3号イ：1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量 通報事象規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域
加工事業者			
核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域			
事業者基準	「50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用可搬式測定器で検出された数値が、水準として50μSv/h以上となって、その状態が10分間以上継続した場合をいう。 - 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。		

EAL 番号	SE05		
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出		
政令等または EAL の基準	政令第 4 条第 4 項第 3 号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報事象規則第 6 条第 1 項 令第 4 条第 4 項第 3 号 に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 <table><tr><td>加工事業者</td></tr><tr><td>核燃料物質の加工の事業に関する規則第 1 条第 2 項第 2 号に規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：（政令第 4 条第 4 項第 2 号） 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所（SE02，SE03 参照） 通報事象規則第 6 条第 3 項 令第 4 条第 4 項第 3 号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 令第 4 条第 4 項第 3 号イ：1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量 通報事象規則第 6 条第 4 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準又は第 2 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 通報事象規則第 6 条第 2 項 令第 4 条第 4 項第 3 号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第 1 条第 2 項第 2 号に規定する管理区域
加工事業者			
核燃料物質の加工の事業に関する規則第 1 条第 2 項第 2 号に規定する管理区域			

別表第1－2
つづき

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5／8）

政令等またはEALの基準	二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
事業者基準	・「放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと」とは、原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ、測定器）により、次の基準を超えて検出された場合とする。 $\text{通報基準} = \text{空气中濃度限度 (Bq/cm}^3\text{)} \times 50$ $= 1.0 \times 10^{-8} \text{ (Bq/cm}^3\text{)} \times 50$ $= 5.0 \times 10^{-7} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$ ・事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。

EAL番号	SE06
EAL略称	臨界のおそれ
政令等またはEALの基準	通報事象規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
事業者基準	・「臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、最小臨界質量以上のUO₂粉末と十分な量の水が非安全形状状態で一ヶ所に存在することを確認した場合。 ・管理区域内に設置した複数のガンマモニタが警報を発報した場合。 ・放射線測定設備が1μSv/h以上、5μSv/h未満の放射線量を検出し、中性子線測定用可搬式測定器で測定した中性子線量との合計が5μSv/h以上であった場合。

EAL番号	SE55
EAL略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生
政令等またはEALの基準	通報事象規則第7条第1号ヌ 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
事業者基準	・「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、近隣大火災、破壊妨害行為等、加工施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、加工施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

EAL番号	XSE61
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇
政令等またはEALの基準	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 外運搬通報事象省令第2条第1項 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「令」という。）第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 外運搬通報事象省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
事業者基準	・サーベイメータによる測定において、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合。

EAL番号	XSE62
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい
政令等またはEALの基準	政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 外運搬通報事象省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第五号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
事業者基準	・ α サーベイメータによる測定において、事業所外運搬に使用する容器表面から0.4 Bq/cm ³ （放射線物質表面密度限度値の10分の1）を超える放射性物質が検出された場合。

添付 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
第 5 条第 1 項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																					
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (注) (m)		20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上	
	1 未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	1 以上 10 未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	10 以上 20 未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	20 以上 30 未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	
	30 以上 40 未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	40 以上 50 未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	50 以上 60 未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	60 以上 70 未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	70 以上 80 未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	80 以上 90 未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	90 以上 100 未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100 以上 110 未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	110 以上 120 未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	120 以上 130 未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	130 以上 140 未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	140 以上 150 未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
150 以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

EAL 番号	GE01
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇
政令等または EAL の基準	法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（十分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第 6 条第 3 項 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。） 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト
事業者基準	- 放射線測定設備について、それぞれの単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算して得た放射線量（2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る）が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。 - SE01 に同じ

EAL 番号	GE02
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出
政令等または EAL の基準	政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第 12 条第 1 項 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。（添付参照）
事業者基準	SE02 に同じ

EAL 番号	GE03
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出
政令等または EAL の基準	政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第 12 条第 1 項 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。(添付参照)
事業者基準	・ SE03 に同じ

EAL 番号	GE04
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
政令等または EAL の基準	政令第 6 条第 3 項 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第 4 条第 4 項第 3 号イに規定する検出された放射線量 1 時間当たり 5 ミリシーベルト 三 (略) 政令第 6 条第 4 項第 2 号 第 4 条第 4 項第 3 号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第 13 条 令第 6 条第 4 項第 2 号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第 6 条第 2 項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。 2 令第 6 条第 4 項第 2 号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第 1 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
事業者基準	・「放射線量の水準として 5 mSv/h が検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用可搬式測定器で検出された数値が、水準として 5 mSv/h 以上となっている場合とする。

EAL番号	GE05
EAL略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
政令等またはEALの基準	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第13条 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
事業者基準	- 原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ，測定器）により、次の基準を超えて検出された場合とする。 $\begin{aligned} \text{通報基準} &= \text{SE05放射線量 (Bq/cm}^3\text{)} \times 100 \\ &= 5.0 \times 10^{-7} \text{ (Bq/cm}^3\text{)} \times 100 \\ &= 5.0 \times 10^{-5} \text{ (Bq/cm}^3\text{)} \end{aligned}$ - 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。

EAL番号	GE06
EAL略称	臨界の発生
政令等またはEALの基準	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
事業者基準	管理区域内に設置した複数のガンマモニタが警報を発報した場合で、中性子線測定用可搬式測定器で中性子線が継続的に検知された場合。

EAL 番号	GE 5 5
EAL 略称	住民の避難を開始する必要が有る事象の発生
政令等または EAL の基準	通報事象規則第 14 条第 1 号ヌ 原子炉の運転等のための施設に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。
事業者基準	・「原子炉の運転等のための施設に起因する事象」とは、近隣大火災、破壊妨害行為等、加工施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

EAL 番号	XGE 6 1
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
政令等または EAL の基準	政令第 6 条第 3 項 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第 4 条第 4 項第 4 号に規定する検出された放射線量 1 時間当たり 10 ミリシーベルト 政令第 4 条第 4 項第 4 号 事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 10 ミリシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 「原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ」とは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(第 2 条第 1 項)」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。
事業者基準	・サーベイメータによる測定において、事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、10 mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。

原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針名称等は、以下のとおり略して示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法」は、「法」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法施行令」は、「政令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は、「通報事象規則」という。

- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は、「防災業務計画等命令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は、「外運搬通報事象省令」という。

注1：空气中濃度限度値 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定にも基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）別表第1に定める数値

(^{234}U (2酸化ウラン、8酸化3ウラン等の不溶性の化合物))

注2：排水中濃度限度値 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定にも基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）別表第1に定める数値

(^{234}U (2酸化ウラン、8酸化3ウラン、4フッ化ウラン等の4価の化合物（経口摂取）))

注3：放出地点の特定計数 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」別表に定められた値（表(2)参照）

別表第2－1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事業所内	4名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	事業所内	1名以上
	緊急時対応センター	1名以上
	オフサイトセンター	3名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	事業所内	4名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	事業所内	4名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施	事業所内	4名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	事業所内	4名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	事業所内	4名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	事業所内	3名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	事業所内	3名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	4名以上

別表第 2－2 原子力防災管理者の代行順位

順 位	職 位
1	保安全管理部長
2	製造部長
3	環境安全部長
4	品質保証部長
5	業務部長
6	保安全管理部担当課長

別表第 3 モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置

1. 12 時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、可搬型放射線計測器等を用いて 6 回／日以上 の頻度にて当該箇所の放射線量を測定する。

別表第4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材の種類		数量	保管場所	点検頻度、点検内容
放射線障害防護用具	汚染防護服		26組	緊急時対策所	1回/年、外観・員数
	呼吸用ボンベ付型防護マスク		4個	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	フィルター付き防護マスク		26個	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回線	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	ファクシミリ装置		1台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	携帯電話等		7台	通報事象等省令第2条第1項第4項から第10条までの業務ごとの代表要員	1回/年、外観・機能・員数
計測機器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気用ダストモニタ	気体3台	第1加工棟2台 第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
		2πガスフローカウンタ	液体1台	第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
	ガンマ線測定用可搬式測定器		4台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	中性子線測定用可搬式測定器		2台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	空間放射線積算線量計		4個	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	表面汚染密度測定用可搬式測定器		2台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	個人用外部被ばく線量測定器		39台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		390錠	緊急時対策所	1回/年、外観・員数
	担架		1台	緊急時対策所	1回/年、外観・機能・員数
	除染用具		1式	緊急時対策所	1回/年、外観・員数
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	敷地内車庫	1回/年、外観・機能・員数
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	屋外消火栓 敷地内 動力消防ポンプ 敷地内車庫	1回/年、外観・機能・員数

別表第5 原子力防災資機材以外の資機材

資機材の種類			数量	保管場所	点検頻度、点検内容
緊急時対策所用	通信関係	社内放送設備	1 式	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		緊急招集装置	1 式	第1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
		業務用無線設備	1 式	第1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
		可搬型衛星電話	1 台	第1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
			1 台	第2 加工棟	1 回/年、外観・機能・員数
			2 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		一般地上系電話 (通常業務に使用しない電話)	6 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		P H S	8 台	原子力防災本部 要員 (各人所持)	—
	発電機	ガスタービン 発電機 (375kVA)	一式	変電所	1 回/年、外観・機能・員数
		可搬型発電機	4 台	第1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
	その他	非常食	8 2 8 食	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		緊急時用照明	5 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		携帯型メガホン	5 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
原子力事業所災害対策支援拠点用	通信関係	可搬型衛星電話	4 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
		ラップトップパソコン	4 台	緊急時対策所	1 回/年、外観・機能・員数
	発電機	可搬型発電機	4 台	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
	その他	防災用エアテント	1 幕	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
		組立式テント	9 幕	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
		非常食	5 5 2 食	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
		フィルター付き防護マスク 汚染防護服	9 2 組	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
		緊急時用照明	5 台	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数
		携帯型メガホン	5 台	原子力事業所災害対策支援拠点	1 回/年、外観・機能・員数

別表第 6 - 1 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	当 事 業 所 緊 急 時 対 策 所	内閣総理大臣へ提出	OFC事業者 ブ ー ス	ERC事業者 ブ ー ス
組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○
	加工施設保安規定	○	○	○	○
	放射線障害予防規程	○	—	—	—
	消防計画	○	—	—	—
	緊急措置要領	○	—	—	—
	緊急連絡手順	○	—	—	—
	防護隊規程	○	—	—	—
	緊急時対策組織表	○	—	—	—
	緊急連絡体制表	○	—	—	—
	非常時広報活動マニュアル	○	—	—	—
放射能影響推定に関する資料	加工事業許可申請書	○	○	○	○
	事業所敷地内建屋配置図	○	○	○	○
	事業所の気象資料（風向，風速の情報）	○	—	—	—
	環境放射線測定データ	○	—	—	—
	加工施設等主要系統図	○	—	—	—
	加工施設等設備・機器配置図	○	—	—	—
	横須賀市街図・周辺施設	○	—	○	○
	周辺地域人口分布	○	—	○	○

(注) OFC；オフサイトセンター
ERC：原子力規制庁緊急時対応センター

別表第 6－2 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

項 目	仕 様
所在地	神奈川県横須賀市内川二丁目 3 番 1 号 7 号館 2 階
構造等	・構 造：鉄骨造 ・床面積：約 1 4 0 m² ・その他：新耐震
非常用電源	・ガスタービン発電機：1 式（別表第 5 に示す資機材） （定格容量：3 7 5 k V A。他の負荷を含む） ・備蓄燃料：約 7 日分

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

項 目	仕 様
所在地	神奈川県横須賀市佐原二丁目 2 番 1 0 号 （佐原 2 丁目公園）
面 積	・面 積：約 1 5, 0 0 0 m²
非常用電源	・可搬型発電機：4 台（別表第 5 に示す資機材） （定格容量：約 1 0 k V A） ・備蓄燃料：2 日分以上。事業所から運搬

別表第7 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合 ※ ただし、上記の予測線量の評価ができない場合については、以下とする。 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降、放射性ヨウ素の放出による内部取り込みの可能性が予測される場合」
服用対象者	性別・年齢に関係なく一律に服用の対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないこと。（禁忌） ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 また、以下の者には慎重に服用させること。（慎重服用） ・甲状腺機能亢進症 ・甲状腺機能低下症 ・腎機能障害 ・先天性筋強直症 ・高カリウム血症 ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体血症蕁麻疹様血管炎又はその既往歴のある者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎又はその既往歴のある者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2錠（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。 初日の服用は1日2錠，2日目以降は1日1錠。連続服用は14日までとする。14日経過後又は通算服用数20錠ごとに，副作用の有無を確認するため臨時健診を実施する。3日以上の間隔が空いた場合には初日2錠とし，以降は同様とする。

別表第8 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

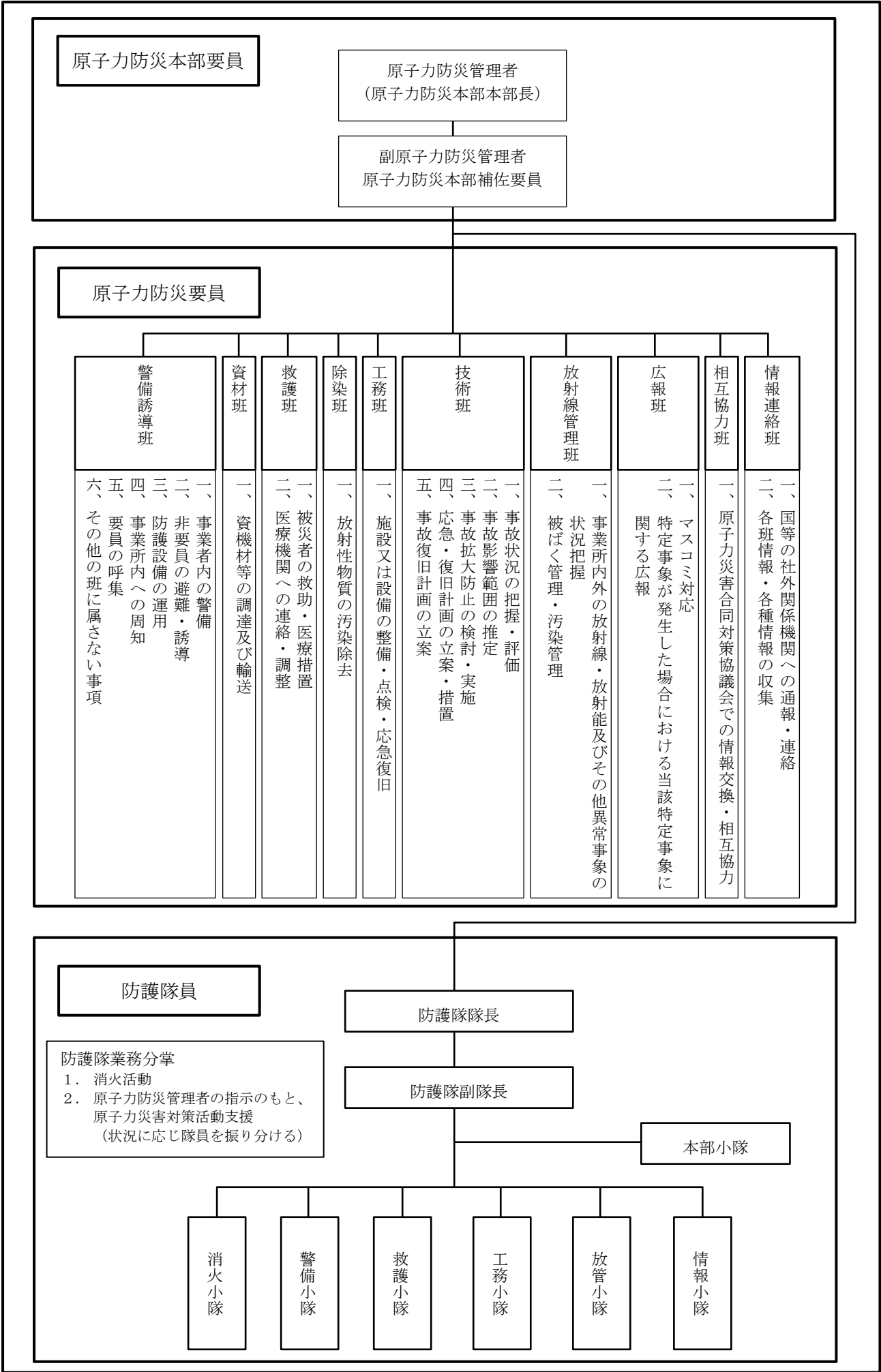
派遣人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項 ② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力防災資機材及び資料等の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		
	④加工施設等主要系統図		一式	必要な資料のみ	
	⑤加工施設等設備・機器配置図		一式	必要な資料のみ	
	⑥設備関係資料		一式	必要な資料のみ	

別表第9 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

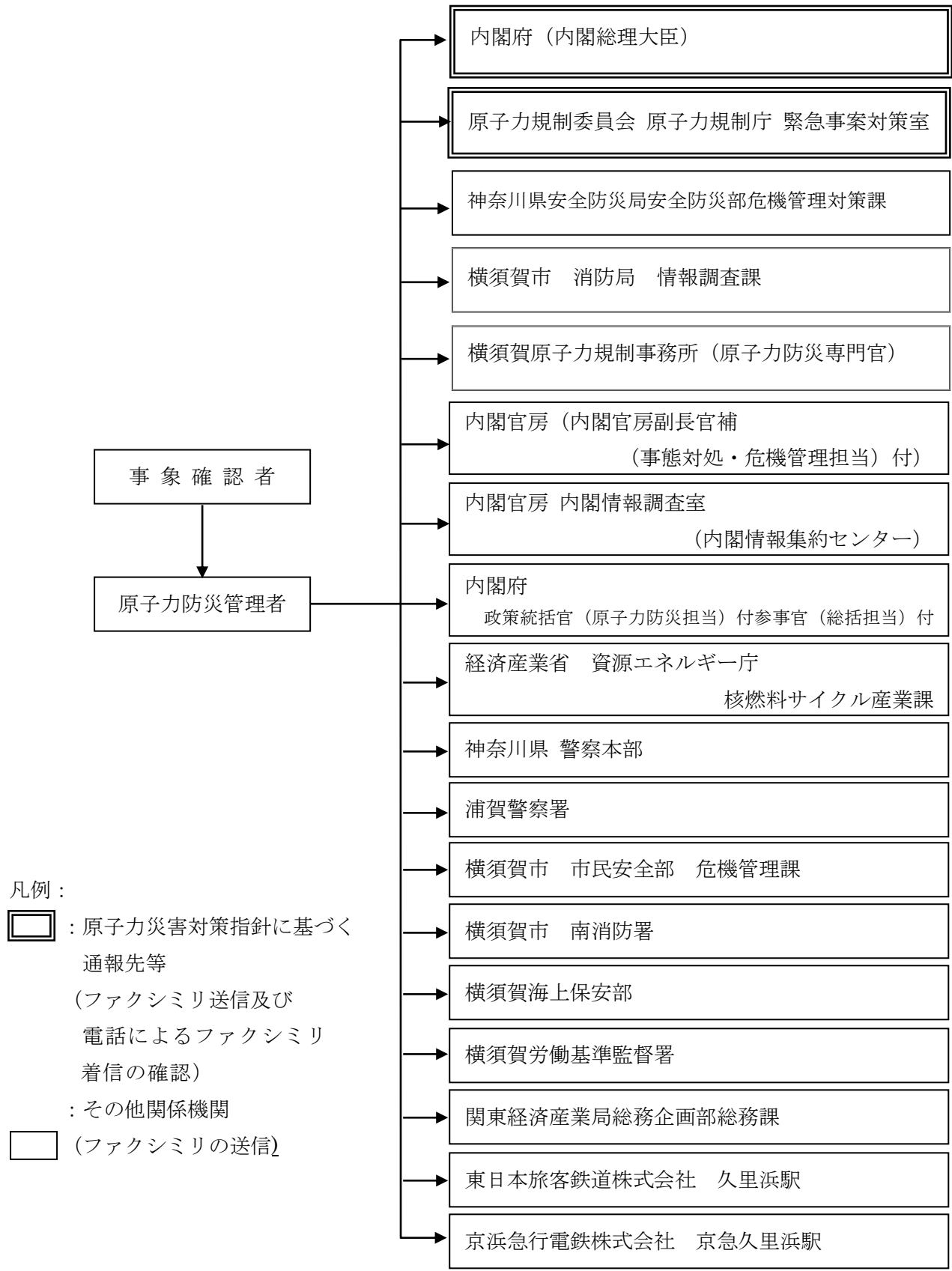
派遣人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項		
			② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力防災資機材及び資料等の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		

別表第 10 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、
原子力防災資機材の貸与

派 遣 人 員	原子力防災組織	人員	実 施 す る 主 な 業 務		
	原子力防災要員	4 名	① 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原 子 力 防 災 資 機 材 及 び 資 料 等 の 貸 与	名 称		数 量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1 台		
	②アルファ線サーベイメータ		2 台		
	③ポケット線量計		5 個		

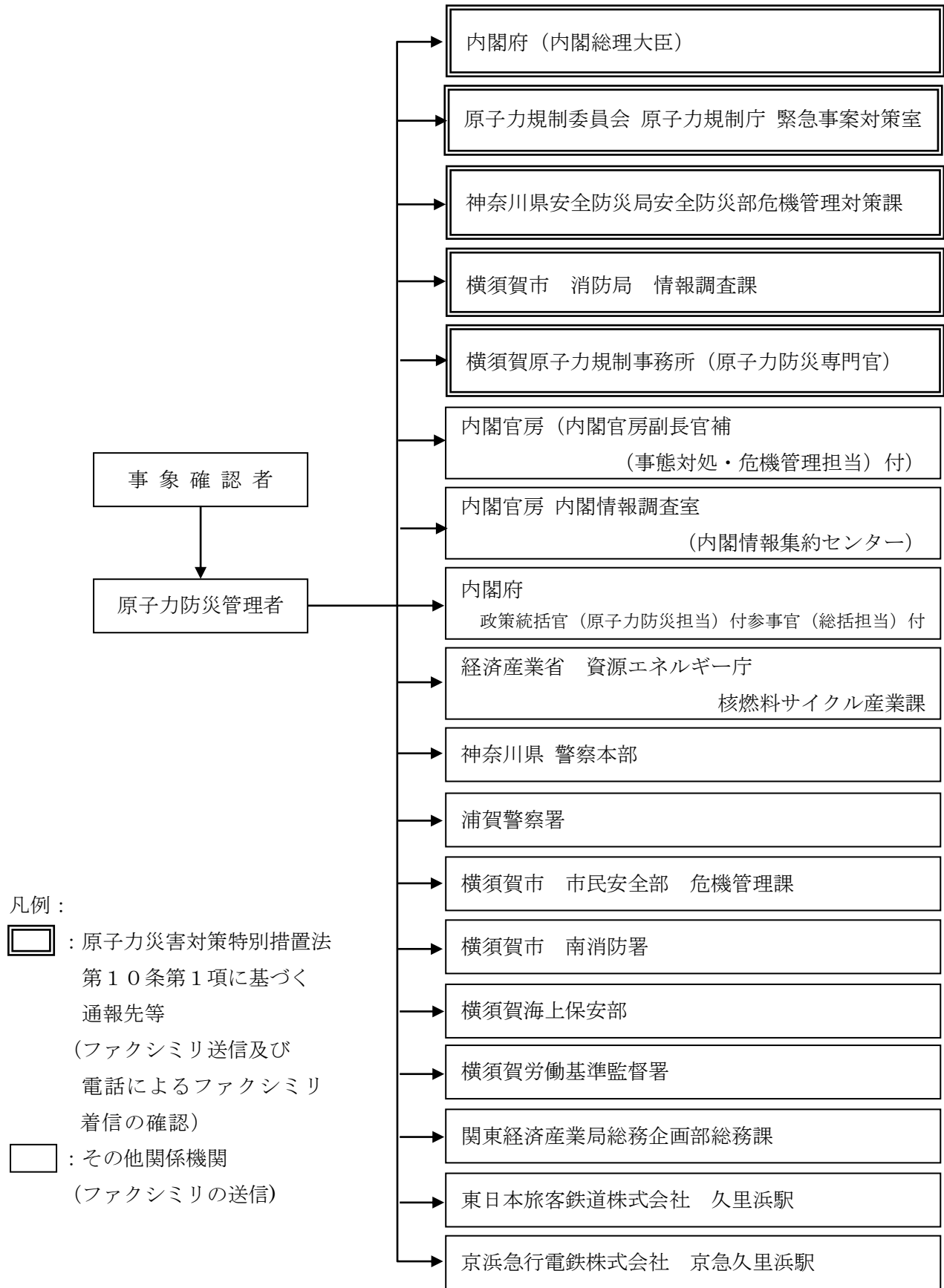


別図第 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路



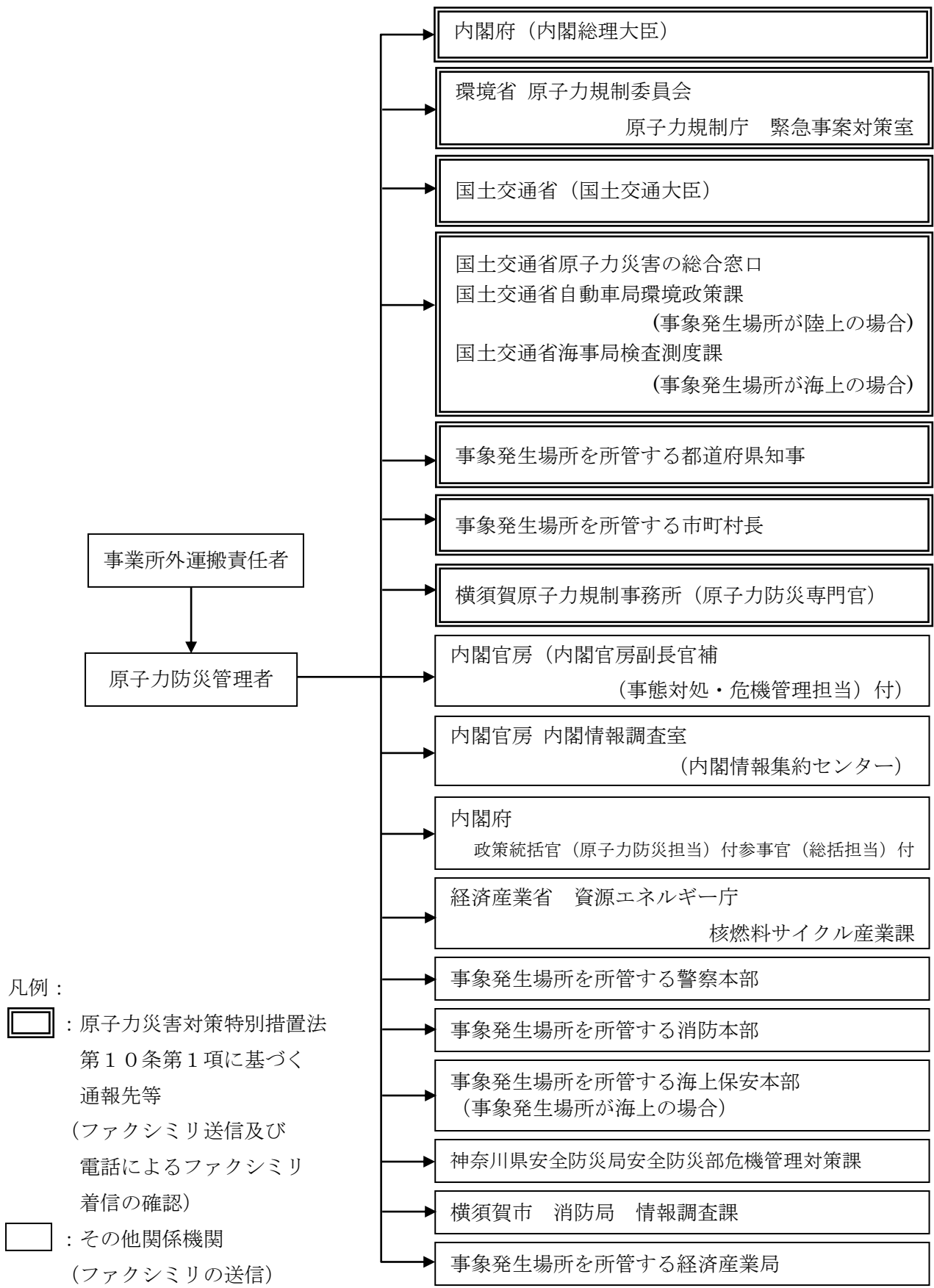
別図第 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（1／2）

（1）事業所内での事象発生時の通報経路



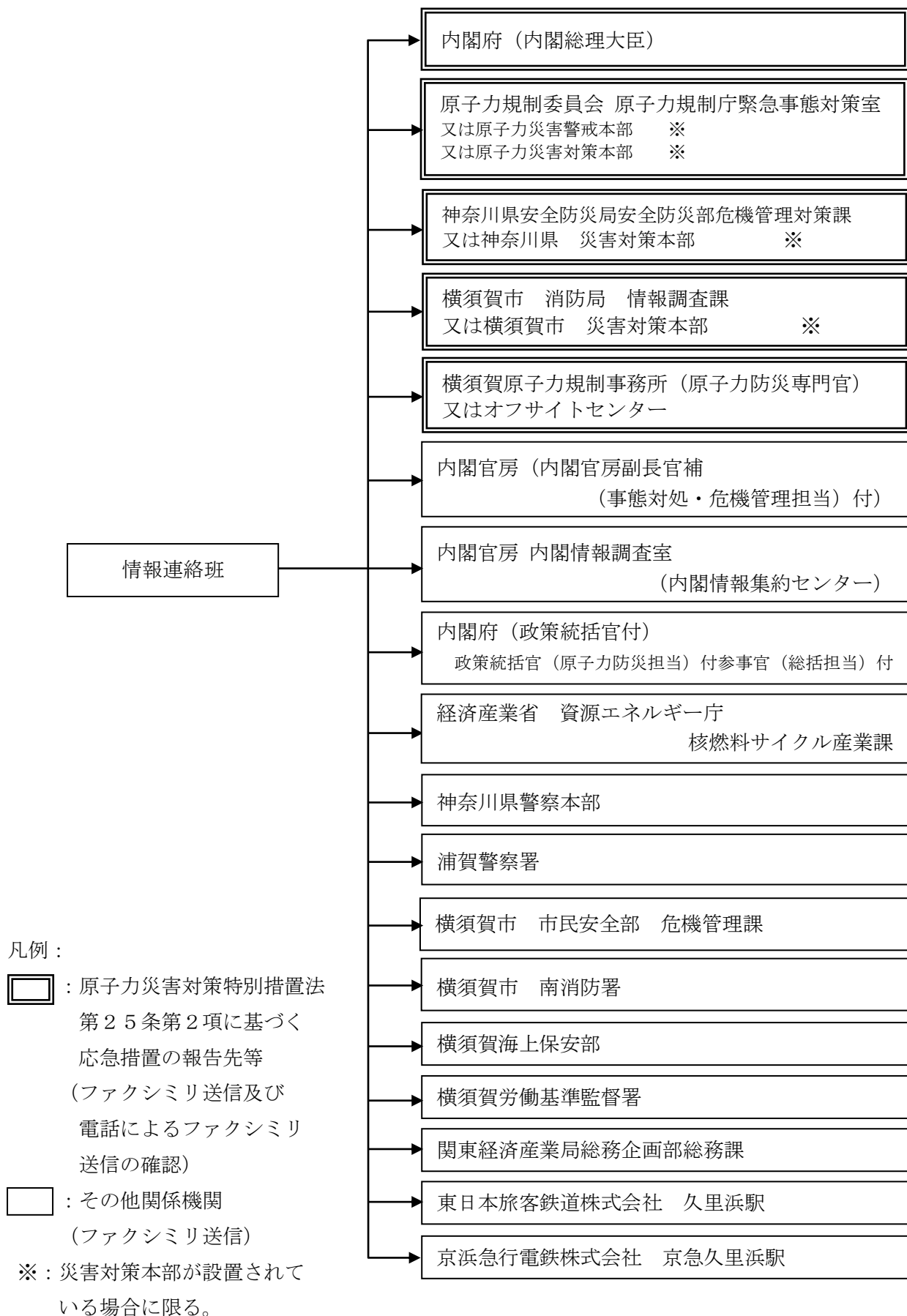
別図第 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (2 / 2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



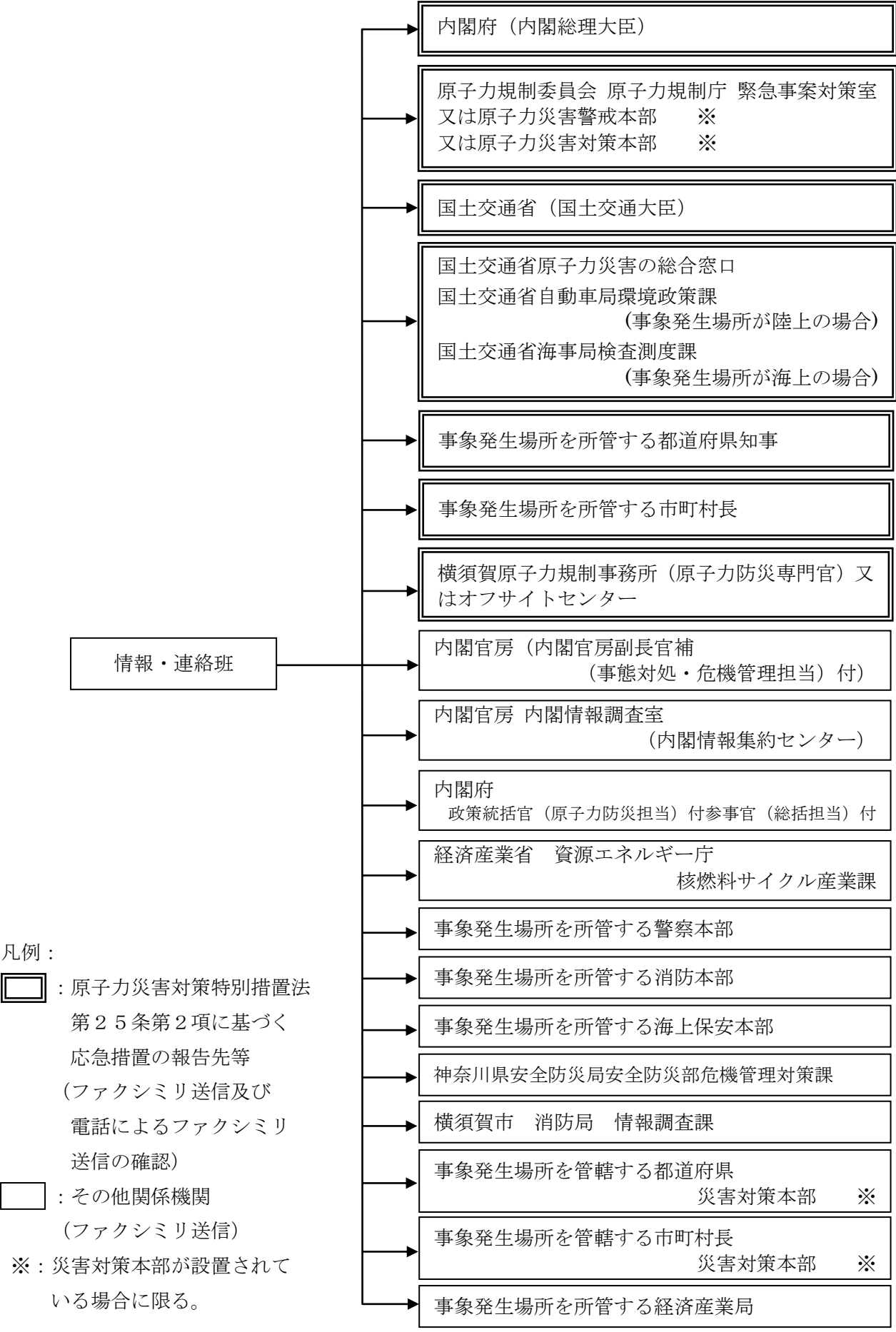
別図第 2－3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（1／2）

（1）事業所内での事象発生時の連絡経路

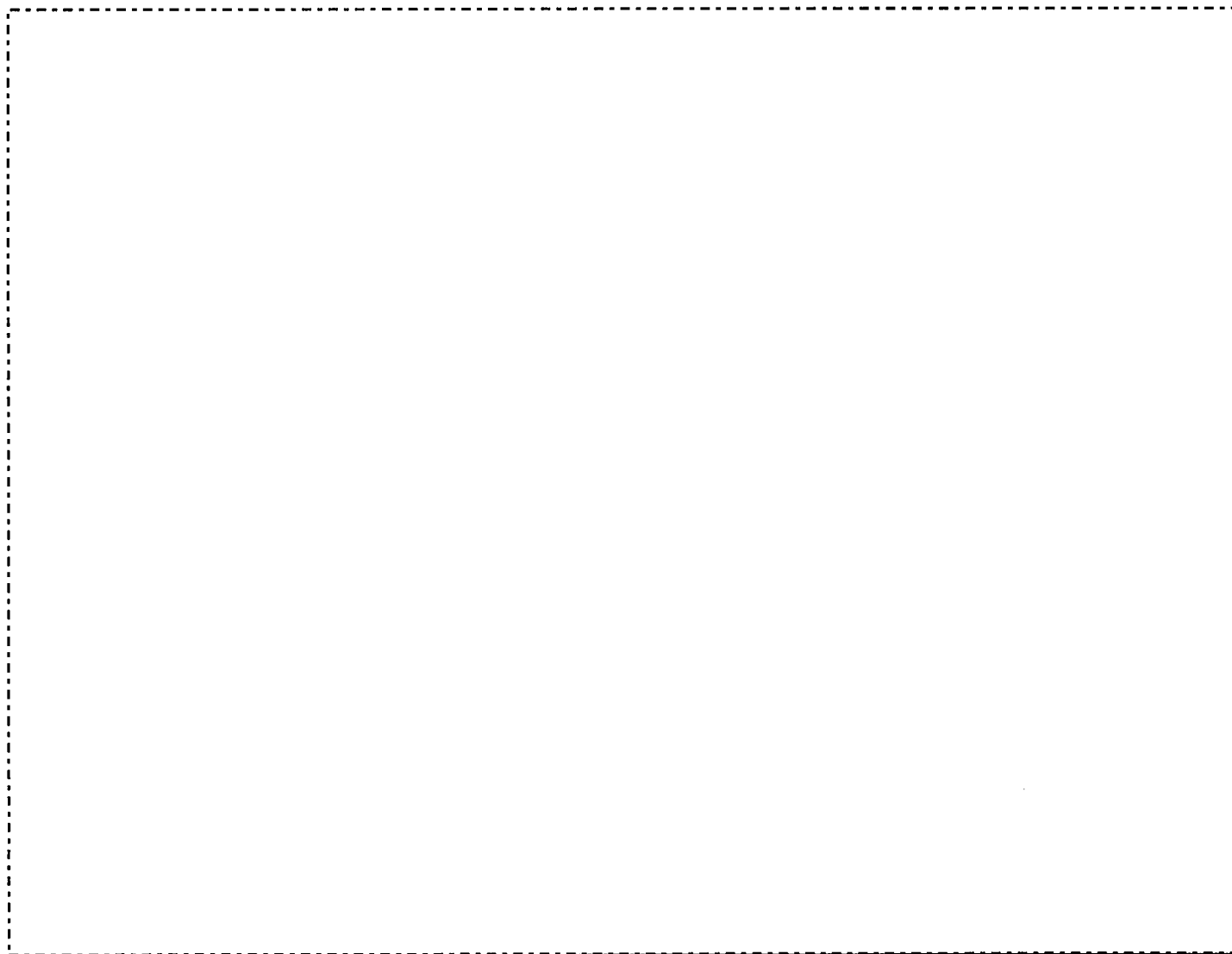


別図第 2－3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



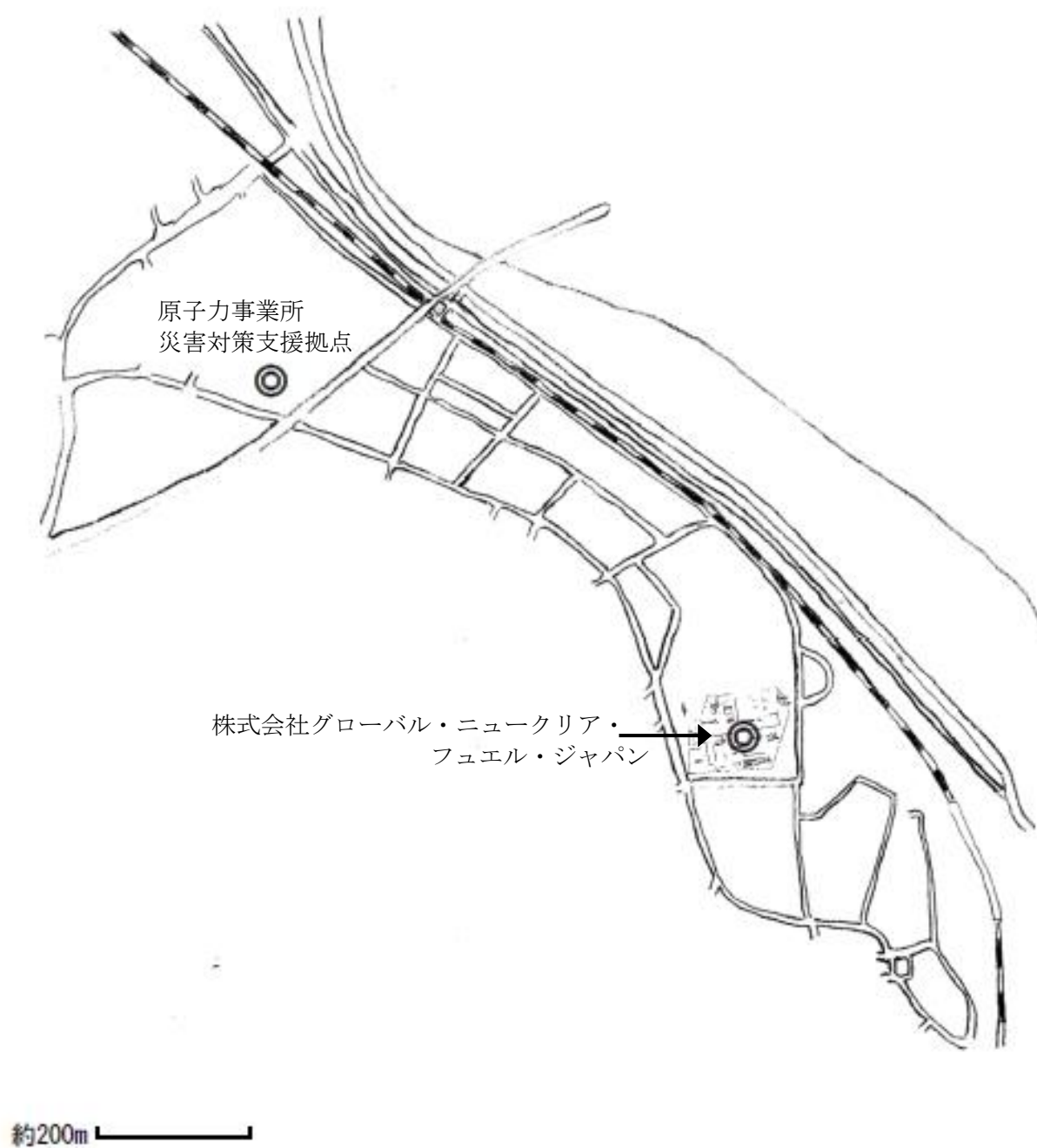
別図第 3－1 事業所内敷地内の緊急時対策所



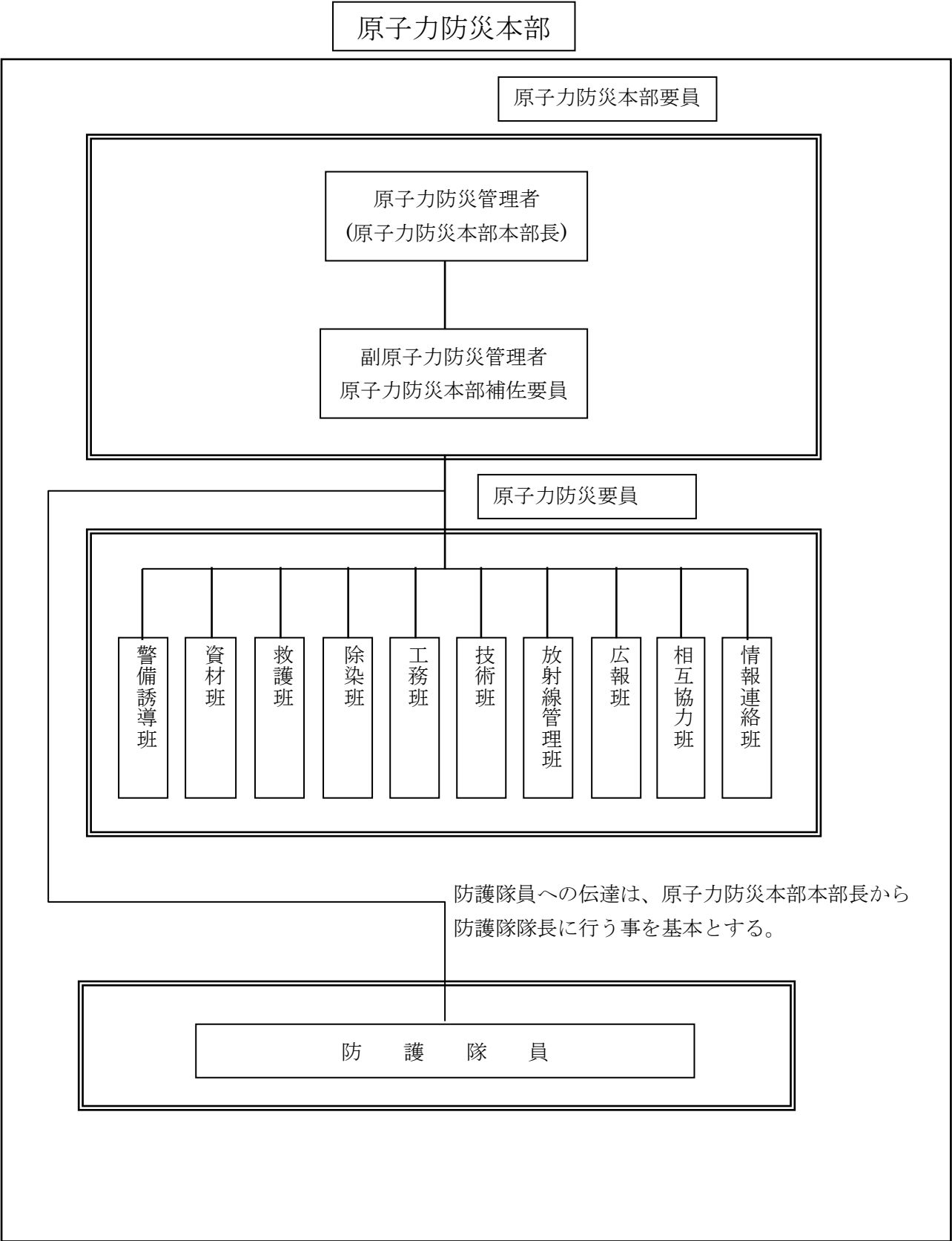
約 50m 

〔 〕内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため公開できません。

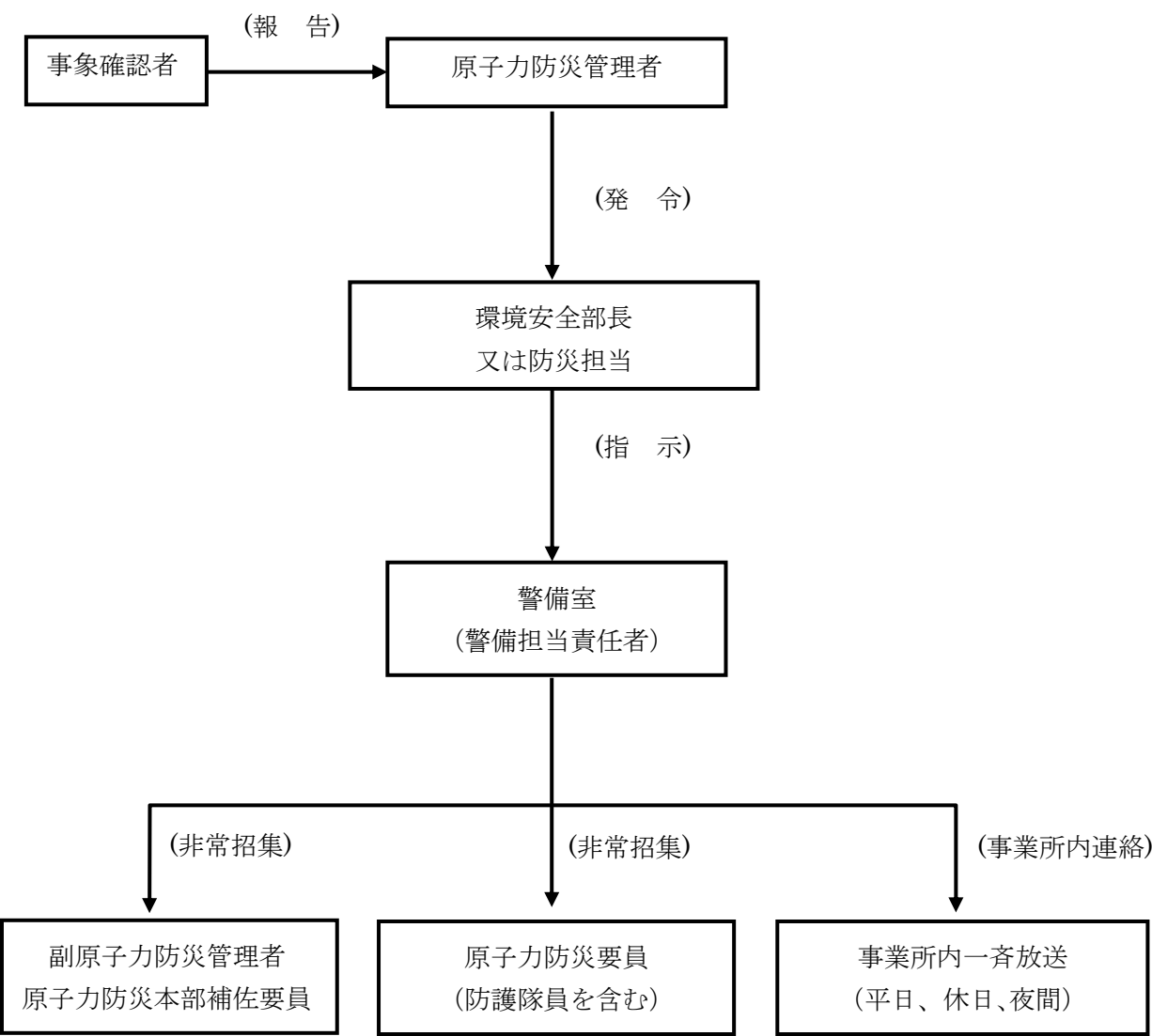
別図第3-2 原子力事業所災害対策支援拠点



別図第 4 緊急事態発令後の社内の伝達経路

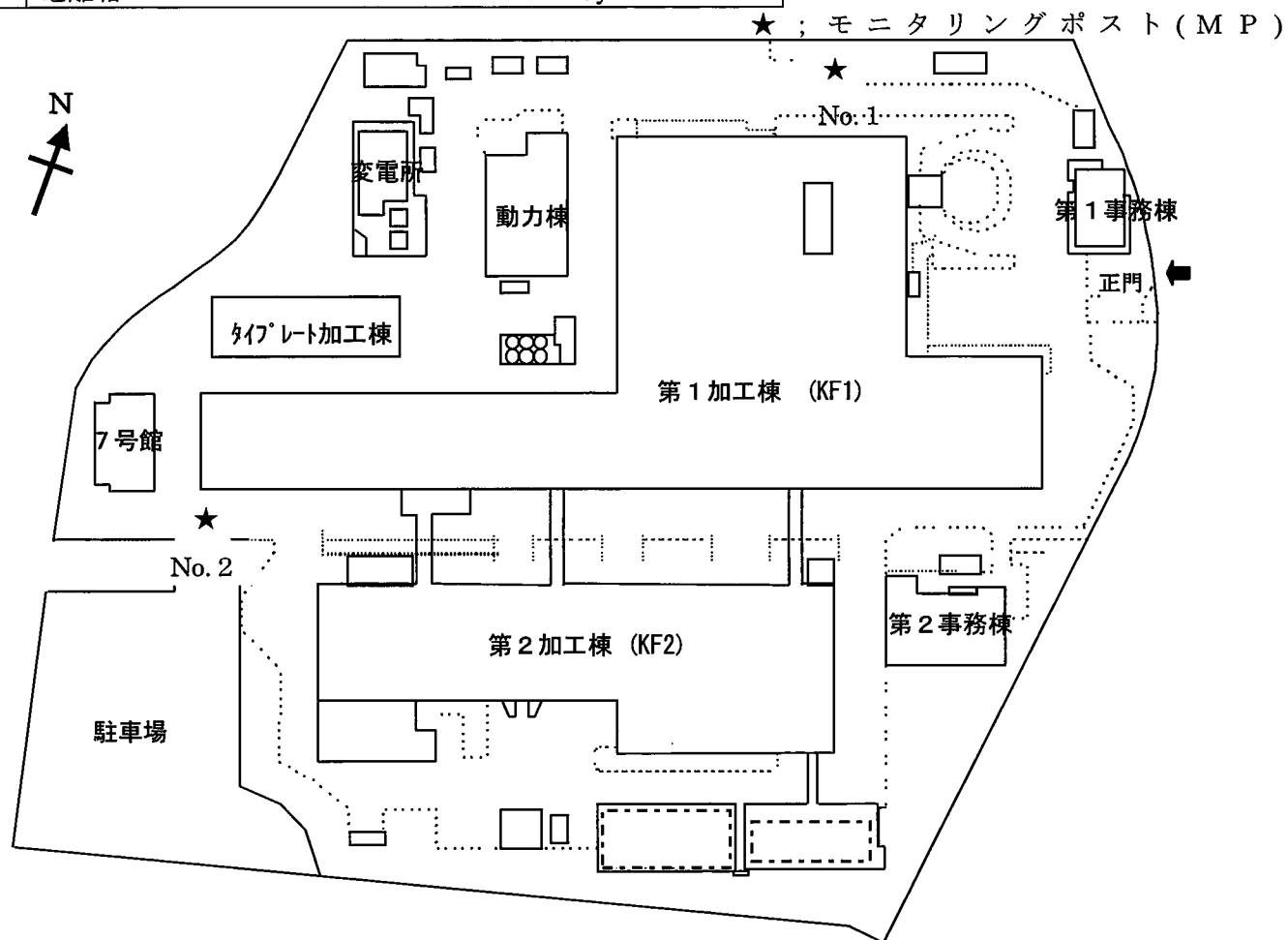


別図第5 事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対策要員の非常招集連絡経路



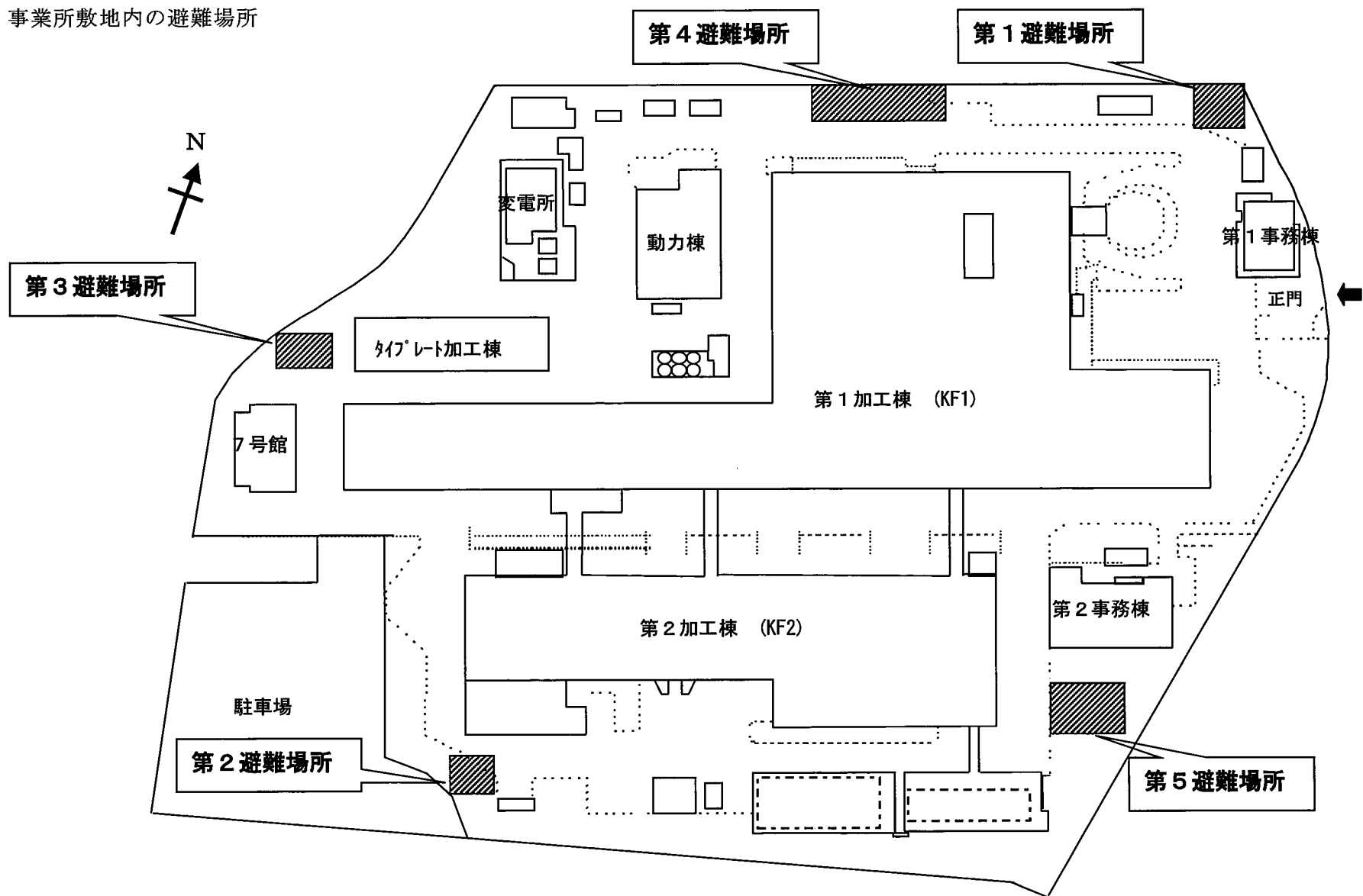
別図第6 事業所敷地周辺の放射線測定設備

名称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト No.1	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h
モニタリングポスト No.2	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h



〔 〕内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため公開できません。

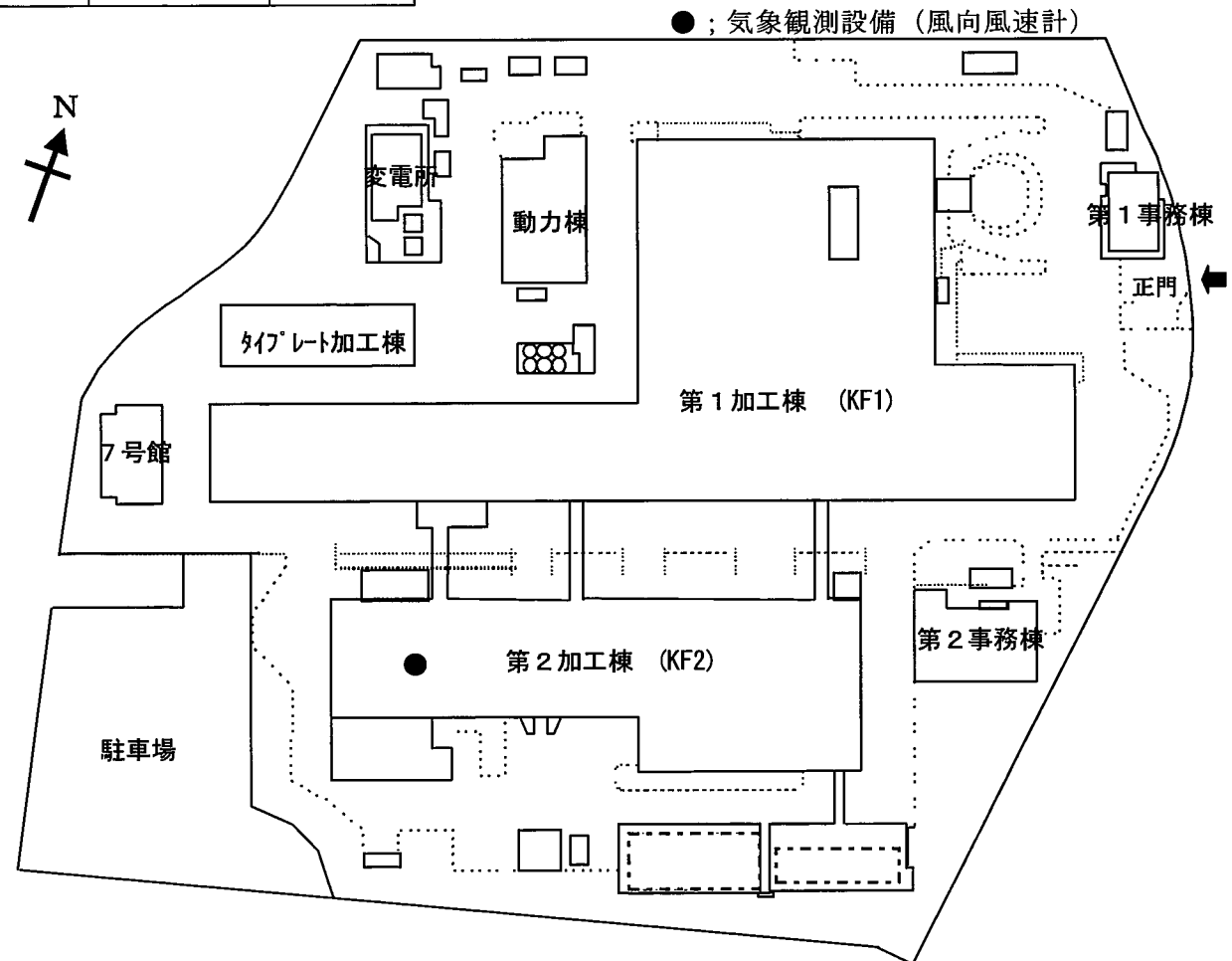
別図第7 事業所敷地内の避難場所



〔 〕内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため公開できません。

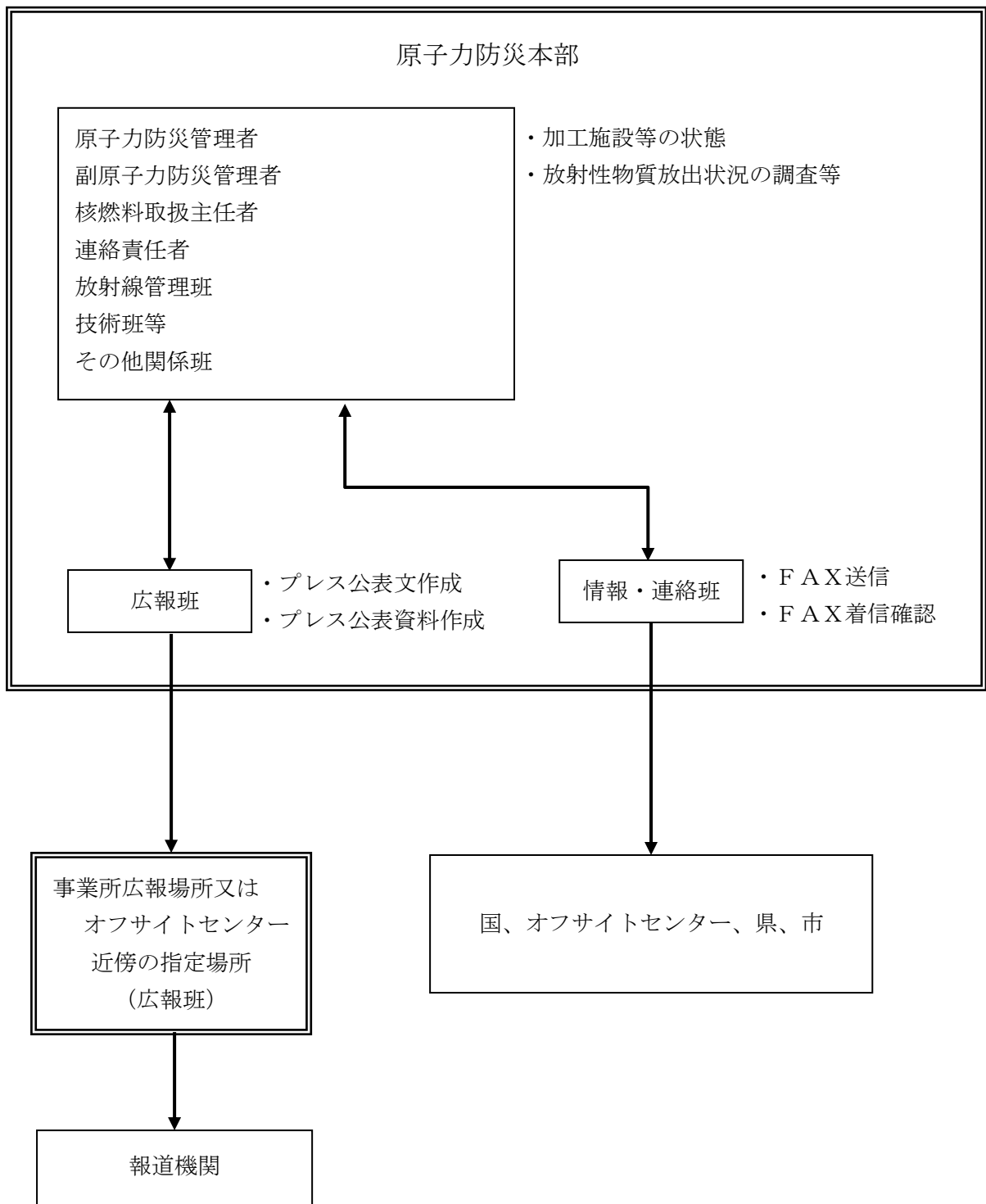
別図第8 事業所敷地内の気象観測設備

名 称	数 量	設置場所	点検内容	点検頻度
風向風速計 (地上高：約25m)	1式	第2加工棟屋上	外観・機能	1回／年



〔 〕内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため公開できません。

別図第9 公表内容の伝達経路



原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿		
届出者		
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号		
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名以上
原 子 力 災 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名以上
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 検 、 応 急 の 復 旧		名以上
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名以上
医 療 に 関 す る 措 置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿			
届出者			
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号			
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力 災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及 び場所		株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 2 号	
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職 務 上 の 地 位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職 務 上 の 地 位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿 届出者 住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号 氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジヤパン 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジヤパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

_____年_____月_____日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿			
届出者			
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号			
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号		
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個
	フィルター付き防護マスク		個
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線
	ファクシミリ		台
	携帯電話等		台
計測器等	排気筒モニタリング設備		台
	その他の固定式測定器		台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

備考 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

____年____月____日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号			
警戒事態該当事象の発生箇所					
警戒事態該当事象の発生時刻		平成____年____月____日____時____分 (24 時間表示)			
発生した警戒事態象の概要	特定事象の種類	☐ 当該原子力事業所所在市町村での震度 6 弱以上の地震発生 ☐ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む予報区での大津波警報発令 ☐ オンサイト統括が警戒が必要と認める加工施設の運転等のための施設の重要な故障等の発生 ☐ その他加工施設の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した事象の発生			
	想定される原因	☐ 故障, ☐ 誤操作, ☐ 漏えい, ☐ 火災, ☐ 爆発, ☐ 地震, ☐ 調査中 ☐ その他 (_____)			
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	加工施設の運転状況	発生前	☐ 運転中 ☐ 一部運連中 ☐ 停止中	
			発生後	☐ 状態継続 ☐ 停止操作中	
		排気筒放射線モニタの測定値	排気筒名		
☐ 変化あり ☐ 変化なし					
モニタリングポストの測定値		発生前(最大)	cpm	発生後(最大)	cpm
		☐ 変化あり ☐ 変化なし			
	No. 1		No. 2		
発生前	n Gy/h		n Gy/h		
	発生後(最大)	n Gy/h		n Gy/h	
その他 _____					
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		_____ _____ _____			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

_____年_____月_____日	
原子力規制委員会 殿	
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象の発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 場所：神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	平成_____年_____月_____日_____時_____分（24 時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	
その他の事項の対応（注 3）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻を記載する。

（注 3）原子力警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（加工施設）

(第 報)

		____年____月____日																															
内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿																																	
第 1 0 条通報		通報者名 _____																															
		連 絡 先 _____																															
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。																																	
原子力事業所の名称 及び場所		株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号																															
特定事象の発生箇所																																	
特定事象の発生時刻		平成____年____月____日____時____分（2 4 時間表示）																															
発生 した 特定 事象 の 概要	特定事象の種類	施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項に基づく） ☐ S E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ S E 0 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ S E 0 3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ S E 0 4 火災爆発等による管理区域外での放射線量の放出 ☐ S E 0 5 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ S E 0 6 臨界のおそれ ☐ S E 5 5 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 1 項に基づく） ☐ G E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ G E 0 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ G E 0 3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ G E 0 4 火災爆発等による管理区域外での放射線量の異常放出 ☐ G E 0 5 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ G E 0 6 臨界の発生 ☐ G E 5 5 住民の避難を開始する必要がある事象発生 （上記事象は、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象）																															
	想定される原因	☐ 故障、 ☐ 誤操作、 ☐ 漏えい、 ☐ 火災、 ☐ 爆発、 ☐ 地震、 ☐ 調査中 ☐ その他（ _____ ）																															
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">加工施設の 運転状況</td> <td>発生前</td> <td colspan="2">☐運転中 ☐一部運連中 ☐停止中</td> </tr> <tr> <td>発生後</td> <td colspan="2">☐状態継続 ☐停止操作中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排気筒放射 線モニタの 測定値</td> <td>排気筒名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">☐変化あり ☐変化なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">モニタリン グポストの 測定値</td> <td>発生前(最大)</td> <td>cpm</td> <td>発生後(最大) cpm</td> </tr> <tr> <td colspan="3">☐変化あり ☐変化なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>No. 1</td> <td>No. 2</td> </tr> <tr> <td>発生前</td> <td>n Gy/h</td> <td>n Gy/h</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生後(最大)</td> <td>n Gy/h</td> <td>n Gy/h</td> </tr> </table> その他 _____ _____ _____		加工施設の 運転状況	発生前	☐ 運転中 ☐ 一部運連中 ☐ 停止中		発生後	☐ 状態継続 ☐ 停止操作中		排気筒放射 線モニタの 測定値	排気筒名			☐ 変化あり ☐ 変化なし			モニタリン グポストの 測定値	発生前(最大)	cpm	発生後(最大) cpm	☐ 変化あり ☐ 変化なし				No. 1	No. 2	発生前	n Gy/h	n Gy/h		発生後(最大)	n Gy/h
加工施設の 運転状況	発生前	☐ 運転中 ☐ 一部運連中 ☐ 停止中																															
	発生後	☐ 状態継続 ☐ 停止操作中																															
排気筒放射 線モニタの 測定値	排気筒名																																
	☐ 変化あり ☐ 変化なし																																
モニタリン グポストの 測定値	発生前(最大)	cpm	発生後(最大) cpm																														
	☐ 変化あり ☐ 変化なし																																
		No. 1	No. 2																														
	発生前	n Gy/h	n Gy/h																														
	発生後(最大)	n Gy/h	n Gy/h																														
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____ _____																															

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

(第 報)

		____年____月____日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 ____都道府県知事、____市町村長 殿		
第 1 0 条通報		通報者名 _____
		連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所		株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号
特定事象の発生箇所		____都道府県 ____市区町村 ____ (海上の場合：沖合 ____ km)
特定事象の発生時刻		平成____年____月____日____時____分（2 4 時間表示）
発生 した 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項に基づく） ※ ☐ X S E 6 1 事業所外運搬での放射線量の上昇 ※ ☐ X S E 6 2 事業所外運搬での放射性物質の漏えい 全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 1 項に基づく） ※ ☐ X G E 6 1 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 （上記事象は、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象）
	想定される原因	☐ 火災， ☐ 爆発， ☐ 沈没， ☐ 衝突， ☐ 交通事故， ☐ 調査中 ☐ その他（ _____ ）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____ _____ _____ _____

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急処置の概要を以下のとおり報告します。

[illegible]

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 加工施設の状況				
確 認 時 刻	_____時_____分			
事故発生時の状況	運 転 ・ 停 止 状 態	☐ 運転中 ☐ 一部運転中 ☐ 停止中		
	停 止 時 刻	_____時_____分		
現 在 の 状 況	外 部 電 源	☐ 有 ☐ 無	外部電源喪失時刻	時 分
	非 常 電 源	☐ 有 ☐ 無	非常電源確立時刻	時 分
		☐ 常設非常用発電機 ☐ 仮設非常用発電機		
	給 排 気 設 備	☐ 運転中 ☐ 一部運転中 ☐ 停止中		
放射性物質の放出見 通し				
2. 放射性物質の放出状況及び気象状況等				
確 認 時 刻	_____時_____分			
敷 地 周 辺 の 空 間 線 量 率	モニタリングポ スト	No. 1	nGy/h	No. 2 nGy/h
	中性子線量	No. 1 付近	μ Sv/h	No. 2 付近 μ Sv/h
	空間線量当量率	No. 1 付近	μ Sv/h	No. 2 付近 μ Sv/h
放 出 状 況 ・ 放出状況評価開 始時刻 時 分 ・ 放出継続時間 時間 分 ・ 放出継続推定時 間 時間 分	放出開始時刻	_____時_____分	放出停止時刻	_____時_____分
	放出箇所		放出高さ(地上高)	_____m
	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時点での放出量
	希ガス	Bq/h		Bq/cm ³
	ヨウ素	Bq/h		Bq/cm ³
	全 α	Bq/h		Bq/cm ³
	全 β	Bq/h		Bq/cm ³
	総 量	Bq/h		Bq/cm ³
	放出実績評価	評価時刻までの放出量		評価時刻以後の予測放出量
	希ガス	Bq		Bq
	ヨウ素	Bq		Bq
	全 α	Bq		
	全 β	Bq		
	総 量	Bq		Bq
	排 気 筒 モ ニ タ	排気筒A	Bq/cm ³	
排気筒B		Bq/cm ³		
排気筒C		Bq/cm ³		

気 象 情 報	確認時刻	_____時_____分		
	天 候		風向 (方位)	
	風 速	m/s	大気安定度	
モニタリングポスト	確認時刻	時 分	時 分	時 分
	No.1	nGy/h	nGy/h	nGy/h
	No.2	nGy/h	nGy/h	nGy/h
γ 線 空 間 線 量 率	確認時刻	時 分	時 分	時 分
	測定地点			
	空間線量率	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中 性 子 線 量 率 空 間 線 量 率	確認時刻	時 分	時 分	時 分
	測定地点			
	空間線量率	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨ ウ 素 濃 度	確認時刻			
	測定地点			
	濃 度			
予 測 線 量	種 類	評価時刻		
		時 分	時 分	時 分
	全身の外部被ばくによる予測線量の最大値	方位 _____km _____ mSv	方位 _____km _____ mSv	方位 _____km _____ mSv
	甲状腺の予測線量の最大値	方位 _____km _____ mSv	方位 _____km _____ mSv	方位 _____km _____ mSv
3. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無				
確 認 時 刻	_____時_____分			
被 ば く 者 の 状 況	有 ・ 無	被ばく者_____名	要救助者_____名	
汚 染 拡 大 の 有 無	有 ・ 無			
4. その他				

都道府県知事、市長村長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急処置の概要を以下のとおり報告します。

[illegible]

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 輸送容器の状況							
確 認 時 刻	_____時_____分						
事故発生時の状況	輸 送 物		使 用 容 器				
	輸 送 重 量		tU	放 射 能 量	Bq		
	出 発 地 / 到 着 予 定 地		輸 送 手 段				
現 在 の 状 況	火 災 の 有 無	有 ・ 無		爆 発 の 有 無	有 ・ 無		
	漏 え い の 有 無	有 ・ 無					
	特 記 事 項						
2. 放射性物質の放出状況等							
確 認 時 刻	_____時_____分						
放 出 状 況 ・ 放 出 継 続 時 間 (時 間 分)	放出, 漏えい開始時刻	_____時_____分		放出, 漏えい開始時刻	_____時_____分		
	放出, 漏えい箇所						
放射線量率	距離・場所						
	n Sv/h μ Sv/h						
3. 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無							
確 認 時 刻	_____時_____分						
被ばく者の状況	有 ・ 無	被ばく者_____名			要救助者_____名		
汚染拡大の有無	有 ・ 無						
4. その他							

放射線測定設備性能検査申請書

平成 年 月 日 原子力規制委員会 殿 申請者 住 所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号 氏 名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 代表取締役社長 (担当者 所属 電話) 放射線測定設備を設置いたしましたので、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定に基づき申請します。		
事業所の名称及び 設置場所 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号		
検査を受ける放射線測定設備の数及び概要	設置の数	
	種 類	
	測定対象	
	計測範囲	
	警報設定点	
	設置位置	

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 氏名 印 <u>（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）</u> （担当者 所属 電話 ） 防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の場所 及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン （事業区分：加工） 場所： 神奈川県横須賀市内川 二丁目 3 番 1 号
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向 けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。